

したのだ。

やがて多田次長は、この日三度目の連絡会議に臨んだが、不覚にも戦争指導課は、正午の多田次長の言を信じていささかも疑いをもたなかった。そればかりか、高島、堀場両参謀は、病後で健康のすぐれない秩父宮に、

「今日のところはまず大丈夫と思いますので、御別邸へお帰りになつて御休息していただきたい」

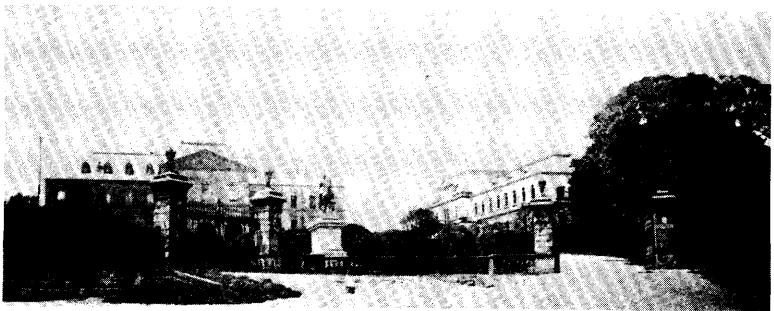
と言上した。しかし秩父宮は、会議緊迫のさいだからと、この進言を拒否したが、堀場参謀は、

「われわれはいかなる手段を行使しても、政府の要求は必ず防ぎます。どうかご安心下さい」

と、強引に自動車の用意までしてしまつた。

秩父宮は会議の結果が不安でならなかつたのであろう、あとのことを高島参謀にくれぐれも依頼して、葉山御別邸へ帰つた。すると午後五時過ぎになつて多田次長が悄然と参謀本部へ帰つて来た。

高島、堀場両参謀は、直ちに次長室を訪れ会議の結果



大本営陸軍部参謀本部（三宅坂）

をたずねた。多田次長の答えは、

「大本営陸軍部は、本案件に関する処置を政府に一任する」であつた。

会議は完全な敗北であつた。愕然として、しばし声もなかつた高島、堀場両参謀は、やがて血相を変えて、

「ことは極めて重大であります。このような場合こそ、殿下（秩父宮）の言われたとおり、御前會議を奏請すべきであります」

と、語気鋭く多田次長に詰め寄つた。

ここに至つて多田次長は、再び両参謀の主張する、この時こそ統帥権独立の妙を発揮すべきものとして、近衛首相が上奏する以前に、統帥部の真意を上奏すべきである、という進言を承諾した。その上奏内容は次のとおりである。

一、蔣政権否認に関する本日の連絡會議決定は、時期尚早にして統帥部としては不同意なり。

二、然れども、政府崩壊の内外に及ぼす影響を慮り、政府一任とせり。（支那事変戦争指導史）

この趣旨を近衛首相の上奏以前に、閑院宮参謀総長自らの参内によつて上奏しようというのである。そこで高島参謀は次長室において直ちに上奏文の清書にかかり、堀場参謀はその場で宮中の侍従武官室に電話し、侍従武官清水規矩大佐に、参謀総長が近衛首相の上奏以前に参内上奏することについて、手続きをするように依頼し、閑院宮参謀総長邸にも連絡した。まもなく清水侍従武官からの電話で、近衛首相の参内は午後七時半の予定であるとの返事があつた。堀場参謀が腕時計を見ると、すでに七時半に近い。そこ

で首相官邸に電話して首相がまだ参内していないのを確かめると、清水侍従武官に、参謀総長の上奏が、必ず近衛首相の上奏より先になるように重ねて依頼すると、折り返すように清水侍従武官から確かにその旨を上聞せり、という返事があつた。このころ、首相官邸では、午後八時から閣議が開かれていた。しかもその議題は、明日内外に発表する声明文の審議である。この時に、この声明文が一部修正されて、あの悪名高き「国民政府を相手とせず」の近衛声明となるのである。閣議は午後八時半に終了し、近衛首相は直ちに上奏のため宮中に参内した。

参謀本部では、高島参謀の上奏文の清書が終わり、閑院宮参謀総長と随行の高島参謀が出発したのが、午後九時五分であつた。この間約二時間余りが閑院宮参謀総長の支度で費やされている。閑院宮参謀総長の上奏が終わつたのは午後十一時、これより少し前に、すでに近衛首相の上奏は終了していたのである。したがって、首相の上奏前に参内しようとした高島、堀場両参謀の意図は、実現できなかったわけである。しかし、参謀本部で待っている堀場参謀は、これで恐らく政府に対して再考せよとの天皇の御言葉があるか、あるいは緊急御前会議の召集があるものと期待していた。だが、高島参謀が参内から帰ると、すでに首相の上奏が先に終了していたことが判明して、課員一同は暗然として頭を垂れた。まさに万事休すである。

(八) 事変は日中戦争へ

——指導課の苦闘も空しく——

一方、河辺第二課長は、多田次長が連絡会議から帰って、政府側に屈した報告を受けると、直ちに秩父宮に報告するため葉山に向かった。

御別邸を訪問した河辺第二課長が連絡会議の決定を秩父宮に報告すると、紺の縞の背広姿の宮は、やがて低い声で、

「まことに残念だが、決定してしまったのではやむを得ないですね。遅くまで御苦労でした」と言って、河辺課長の労をねぎらった。河辺課長の瞳が涙で光っていた。

明けて昭和十三年一月十六日、「国民政府を相手とせず」の近衛声明が内外に向かって発表された。

この日、堀場参謀は職にとどまるのを潔しとせず、多田参謀次長に辞表を提出したが、多田次長は、自らその苦衷を述べ、おりから戦時中とあつて、ついに辞意は認められなかった。もともと多田参謀次長も、このころすでに陸相との対立が原因で辞意を漏らし、同期の梅津陸軍次官に慰撫されている。

高島日記、一月十六日の項には、「昨日の連絡会議の情況及び上奏後の御下問等を拝聴。陛下の御熱心な和平への御念願も空しく、ここに至りたるを知り悲憤慷慨す」

また、一月十七日の項には、

「午前九時、第二部長室に至れば、果たして中国側の追加情報到着しあり、和平の名を中国側にとられ、日本は好戦のために持久戦となれり、千秋の恨事なり。早速その対策につき次長に意見具申をなす。帰室後、秩父宮殿下にも報告、殿下を初め奉り、今田、堀場、武居（清太郎少佐）など一室一座悲憤の涙に咽ぶ」とある。

戦争指導課半年間の必死の苦闘も空しく、ついに和平への願いは破れて、事変は日支戦争の呪うべき泥沼持久戦争に向かったのである。

こうして、和平の使者であつた大本営陸軍部戦争指導課の活躍は、当時の国民に知られることもなく、戦後は大東亜戦争の敗戦とともに、参謀本部資料のなかにひそかに埋もれていったのである。

参謀本部戦争指導課と書けば、一般民衆にとって、戦争に対して最も積極的な意図をもつ、軍国主義的な参謀の集団と思われがちである。しかし事實は以上のとおりである。

また、当時陸軍省軍務課の政策班長として、杉山陸相を補佐し近衛声明の原案を作成した佐藤賢了中佐が、後にこの件で反省の言葉を残している。それによると、この交渉打切りは、中国側の状況がどうであろうと、余りにも性急にすぎたものではなかったか。われわれに忍耐が不足していた、と率直に述べている。また問題点として、政府内閣僚の軍人にもまさる強硬論があり、近衛首相の背後にゾルゲ・尾崎秀実らの手が回っていたことを述べ、さらに「近衛公の日記」に反論して、佐藤賢了中佐は次のように結んでいる。

「陸軍が一致して交渉打切り論を唱えて政府に迫ったのなら別ですが、用兵のぬしである参謀本部が交渉継続論を唱え、陸軍大臣が交渉打切り論を唱えて、陸軍の意見が真つ二つに分かれている。もし近衛公がどうしても和平をしなければならんと思うならば、統帥部側に軍配を挙げることができるんです。軍配は首相である近衛公の手中にある。それをです。むしろ杉山陸軍大臣を支援して、『統帥部がどうしても継続論を主張するなら、近衛内閣をやめろ』と言っておどかしたんです。つまり軍部を抑制しなくても、軍配を参謀本部側にあげさえすればよかったです」(後略)

堀場参謀は、この佐藤政策班長とはよく激論をたたかわせたが、互いに信念、思想の対立であった。ちなみに佐藤中佐は、後に内閣総辞職の件で政府側の圧力となったと解されて秩父宮の激怒をかうが、これは佐藤中佐だけを責めるわけにはゆかない。

このとき中国側はどんな対応をしていたのかを次に記したい。

中国の対応

一方、トラウトマン工作が表面化したときの中国はどうであつたろうか。昭和十二年になつて、蒋介石国民政府はようやく念願の中国統一をほぼ達成した。蒋介石は国民中央軍の軍事力と、浙江（せつこう）財閥という大資本をバックに統一の大業を成しとげた。上海はその浙江財閥の牙城であり、英米を初めとする各国の国際金融資本が、中国大陆における貿易の最大拠点としていたところである。その上海が日本軍の手中に落ちたとき、さすがの蒋介石も異常な衝撃を受けた。国民政府内に、果然対日和平論が台頭したのも、その背景を考えれば当然のことであつた。事実、その後の上海では、何とか和平の端緒をつかみたいという中国側の焦りが見えるようになり、各所で和平工作が画策されていた。なかでも最大の問題が、当時漢口にあった国民党副総裁汪兆銘の蒋介石に対する和平勧告であつた。

（九） 戦況利用、事変收拾へ

——トラウトマン工作が登場——

戦局は折から日本軍が南京目指して破竹の進撃を続け、蒋介石は政府主要機関を大陸奥地の重慶、漢口

へ後退させ、自ら南京に踏みとどまって長期戦の覚悟をしていたものの、前線は敗北を重ねるばかりで、首都南京を失う内外への影響を考えて苦慮していた。結果論であるが、日本にとって中国側の面子を立てながら、この戦況を利用して事変の收拾を図るには、絶好かつ貴重な機会であったわけだ。しかも、この十一月二日に広田外相からデイルクゼン独大使に提示した条件は寛大なものであった。トラウトマン工作は、あたかも蔣介石の心の動きを読んだかのように中国側にとつても絶好の時機に登場したのである。

中国側のトラウトマン工作については、次の資料がある。汪兆銘が重慶を脱して、ハノイで時のくるのを待っていた昭和十四年三月二十一日、その片腕とたのんだ曾仲鳴が、突如重慶特務機関の襲撃を受けて暗殺された。汪兆銘は同志曾仲鳴の犠牲を弔う意味もあつて、昭和十四年三月二十七日付で、トラウトマン工作の経緯を公表する論文を発表した。世上有名な「挙一個例」という論文である。これには、当時の国防最高会議第五十四次常務委員会議における、外交部次長徐謨の報告が詳しく記録されている。この会議は、昭和十二年十二月六日午前九時より、漢口中央銀行で開かれたもので、出席者は于石任、居正、孔祥熙、何応欽で、列席者は陳果夫、陳布雷、徐堪、徐謨、翁文灝、部刀子、陳立夫、董穎光であり、秘書長は張群、秘書主任が曾仲鳴であった。席上、主席汪兆銘は当時まだ南京にあった蔣介石に代わつて会議を代行した。記録によつてトラウトマン工作の経過をたどると、大要次のようになる。

本国政府の訓令を受けた駐華独大使トラウトマンは、十一月二十八日に孔祥熙行政院長を、翌二十九日には王寵惠外交部長をそれぞれ訪問して、かねて連絡済の件であるドイツは日華事変に対して和平調停の用意がある旨を正式に申し入れ、すでに駐日大使デイルクゼンが、日本の外務大臣を訪問して、和平の意

思ありや”を打診したところ、日本政府は次の条件を示して国民政府に伝えることを委嘱された旨を話した。その条件は、

一、内蒙の自治。

二、華北非駐兵区域の拡大。ただし、華北行政権は完全に中央政府に属す。

三、上海停戦区域の拡大。その程度方法について、日本側は未だ具体的表示をしないが、上海の行政権は従来どおり存立せしむ。

四、排日問題は、昨年の張群外交部長と川越大使との会談において表示したる方針に準拠して処理されたい。詳細の便法は技術問題である。

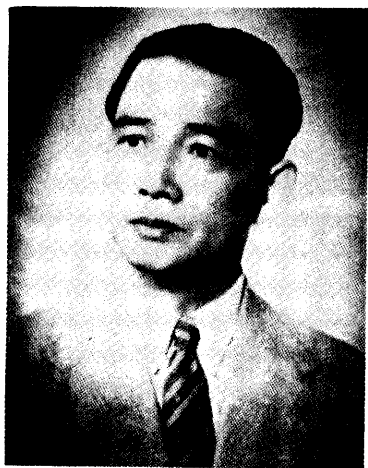
五、防共問題については、日本はこの問題に対し相当の便法を講ずることを希望する。

六、関税改善問題。

七、中国政府は、外国人の中国における権利を尊重すること。

などであった。注目すべきことは、満州国承認問題がなく、後の十二月二十一日の閣議で決定した新和平条件が、この条件よりはるかに苛酷なものになっていることがわかる。

トラウトマン独大使は孔行政院長、汪外交部長と会見後、



中国側和平派

汪兆銘

さらに蔣介石との会見を希望したので、中国側では直ちに電話で南京に連絡すると、蔣介石も即刻トラウトマン独大使と面談したいとの返事があつたので、トラウトマンは、徐外交部次長とともに南京に向かった。途中、船のなかでトラウトマンは、徐次長に、

「中国の日本に対する今までの抵抗ぶり、中国の抗戦精神はすでに十分かわっている。もうそろそろ、決着をつける時期ではないかと思う。欧州大戦当時、ドイツは幾度か講和すべき好機があつたにもかかわらず、自国の力量に自信を持ち過ぎたあまり、とうとう講和を承知しなかつた。その結果は、結局、ベルサイユ条約調印の時期になって、ついに戦勝国側の提示した条件を受け入れなければならなくなつた」

と語り、またヒットラー總統の意見を引用して、日本の条件は必ずしも苛酷でないと述べ、中国はこのさい慎重に考慮すべきであるといつて加えた。

(二) 「付帯条件はなし」

——蔣介石「独の調停拒絶せず」——

やがてトラウトマン独大使が南京に到着すると、まず徐外交部次長が蔣介石に会つて報告した。蔣介石は、この件は重大であるからトラウトマン大使に会見する前に、まず在京領袖と一応相談する必要があるとして、午後四時から顧祝同、白崇禧、唐生智、徐永昌らを招集して、徐次長からトラウトマン大使との会谈内容を報告させた。すると各参集者からでた「条件には付帯的条件ありや否や、また、わが軍備に対する制限条項ありや否や」という質問に対して徐次長は「トラウトマン大使の言によれば、特別の付帯条

件はない」と答えた。そこで蒋介石は、まず唐生智の意見を求めたところ、唐は即答しなかった。一座の空気をはかりかねたのであろう。次に白崇禧から提言があった。白は、

「もし、ただこれだけの条件であれば、一体何のために戦争をしているのかわからない」と述べたので、徐次長は、

「ともあれ、トラウトマン独大使の提出する条件は、これだけに過ぎないのだ」と強調したので、徐永昌は、

「これだけの条件ならば、応諾すべきだ」と述べ、顧祝同も唐生智も賛成した。そこで蒋介石は、「これなら亡国的条件ではないから、ドイツの調停は決して拒絶すべきではない。ただし華北行政権は絶対に確保しなければならない」



当時の蒋介石

と言明して領袖会議は終了した。

蒋介石は、この日の午後五時にトラウトマン独大使を招いて会見し、通訳には徐謨外交部次長が当たった。トラウトマン独大使は、

「現在、もしも中国がこの調停に応じないで戦争を継続していくならば、将来の条件は恐らくさらに悪くなるであらう」

と述べると、蒋介石は、

「日本は信用できない。条約を平気で違約し、言動もつねに信じられない。われわれはドイツと友好関係にあるのだから、ドイツの誠意は信じているし、感謝もしている。そこで大使閣下に、特に本国に報告していただきたい点が二つある。それは中日談判に当たって、ドイツは終始公平な仲裁者として徹底してもらいたい。次に華北の行政権は、絶対に中国側で確保しなければならない、の二点である。さらに、日本が戦勝国の態度で臨んだり、この条件をもって最後通牒としないことである」

と、主張した。ここで蒋介石とトラウトマン独大使の間に、次のようなやりとりが行われた。まずトラウトマン独大使が、

「中国政府は現実をよく認識して分に過ぎた要求はせず、ここのところは我を張り通さぬ方がよいであろう」

「それでは同じことである。現在のように激しい戦いが行われている最中に、調停など成功するはずがないのであるから、ドイツがまず日本に対して停戦させることを望む」

「蔣委員長の挙げた二点は本国に伝達いたします。ヒットラー総統は、中日両国へまず停戦を申し出るであろう」

「もし日本が戦勝国と称して、中国がすでに条件を受諾したと宣伝するようなことがあったら、再び調停に応ずることはできない」

こうして会議は終わり、トラウトマン独大使は帰りの船中で、徐外交部次長に向かい、この会談の結果は、はなはだ有望であると語り、東京とベルリンに交渉経過を打電した。

以上が「挙一個例」に現われた中国側のトラウトマン工作初期の経過である。すなわち国民政府は南京陥落以前にすでに、和平交渉に応ずる決意をかためていたことがわかる。

(二) 蔣介石の和平反対

——日本軍部に対する不信——

以上は、「ある作戦参謀の悲劇」(芦澤紀之著、発行所芙蓉書房、東京都千代田区神田須田町一—二八)から引用、転載させて頂いた個所が多数ある。芙蓉書房社長上法快男氏は「誤った昭和史の訂正は一人より二人、二人より三人、と真実を叫んでくれる者が増えて行くことを切望しておりますから」と快く本書の利用をご承諾いただいた。ここに謹んでお礼申し上げます。



氣骨と情熱の人
堀場一雄

さて、戦争完遂論も和平停戦論も南京占領後という、この時点に激論が闘わされることは、既に時期を失しているとのそしりはまぬがれないことである。両論ともに、国家の前途と民族の将来をおもんばかったことであることには違いないが、国家の民族のその多幸を考えない完遂論も和平論もないことは、疑うことのできない真実である。

しかし、ここに見逃がしていたことがあった。中国の蔣介石総統が和平を肯定しなかったのは、折から対日宥和政

策を進めつつあったのに梅津・何応欽協定、それにつづく華北分離工作を進めた日本の軍部に対する不信からではない。西安事件以来、国民政府が共産党と結び、ソ連と手を握り、表面では汪兆銘、唐有仁、陳公博、曾仲鳴をおしだして対日親善外交の如く装っていたものの、裏面において堅い信念の下、中国民族復興最善の機会としてこの戦をとらえ、英、米、ソ、特に米国に依存する政策構想を固執、南京の有力者達の反対を押し切って和平に反対していた。

ここに近衛首相、広田外相以下いわゆる政府側の戦争継続論の中には、ソ連共産党の指令の下に動いていた前述のゾルゲ、尾崎秀実らの仕組んだ戦争拡大引延ばし戦術の「わな」が秘められていたことでもある。またソ連共産党が、碎氷船テーゼ発表以来一貫して遂行して来た東洋赤化政策の教条に、日本の紛争を揚子江まで導けば、日中の共産化革命は成ると教唆したスターリンの言葉を忘却して、その口実に便乗したこともある。

今、この二つの流れを除外して和平、継続の両論に短文をもつて納得して頂く答えは見当たらない。それを強いて行おうとすればそのときのソ連は、米国は、と続けねばならないことは必然で、ここより生じて来た緒戦よりの真相を連記しなければならない。そして日清、日露の戦いから説き起こし、満州事変を語り、その帰趨に到り、何故抗日、排日、毎日の紛争が絶えなかったのかを説明しない限り、納得して頂けないことであろう。このことだけは語り残さなければならぬと使命感に燃えている。

魁 郷土人物戦記

＜編集者略歴＞

小林正雄

大正5年9月18日三重県鈴鹿郡久間田村鹿間に
生まる

昭和12年8月第16師団動員により京都工兵第16
連隊に応召する

昭和16年5月航空兵科に転科陸軍航空通信学校
に入校

昭和20年10月復員

昭和46年6月雑誌浪漫社設立に参画

昭和49年鈴鹿市にタウン紙鈴鹿タイムスを発刊

昭和55年12月伊勢新聞社社長就任

魁 郷土人物戦記

定価 3,500円

昭和59年8月15日発行

編集責任者 小林正雄

発行所 伊勢新聞社

〒514 津市本町34-6 ☎0592(24)0003

為替番号 5-2160

印刷／チューエツ